

と
か
ち
十勝版図柄入りナンバープレート
デザイン募集要項

○ 十勝 599 ○
あ 20-46

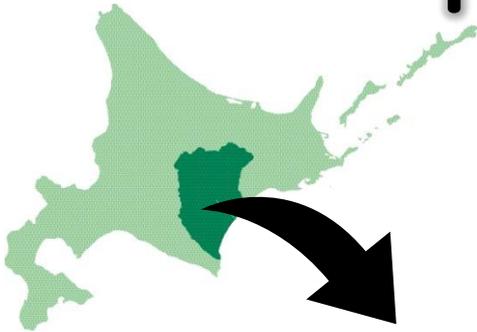
と
か
ち
北海道十勝総合振興局管内 18 町村

音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、
広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

問い合わせ先：と
か
ち
十勝町
村
会
事
務
局
☎0155-23-6204（平日 9：00～17：00）
✉ t18.number@cmail.plala.or.jp

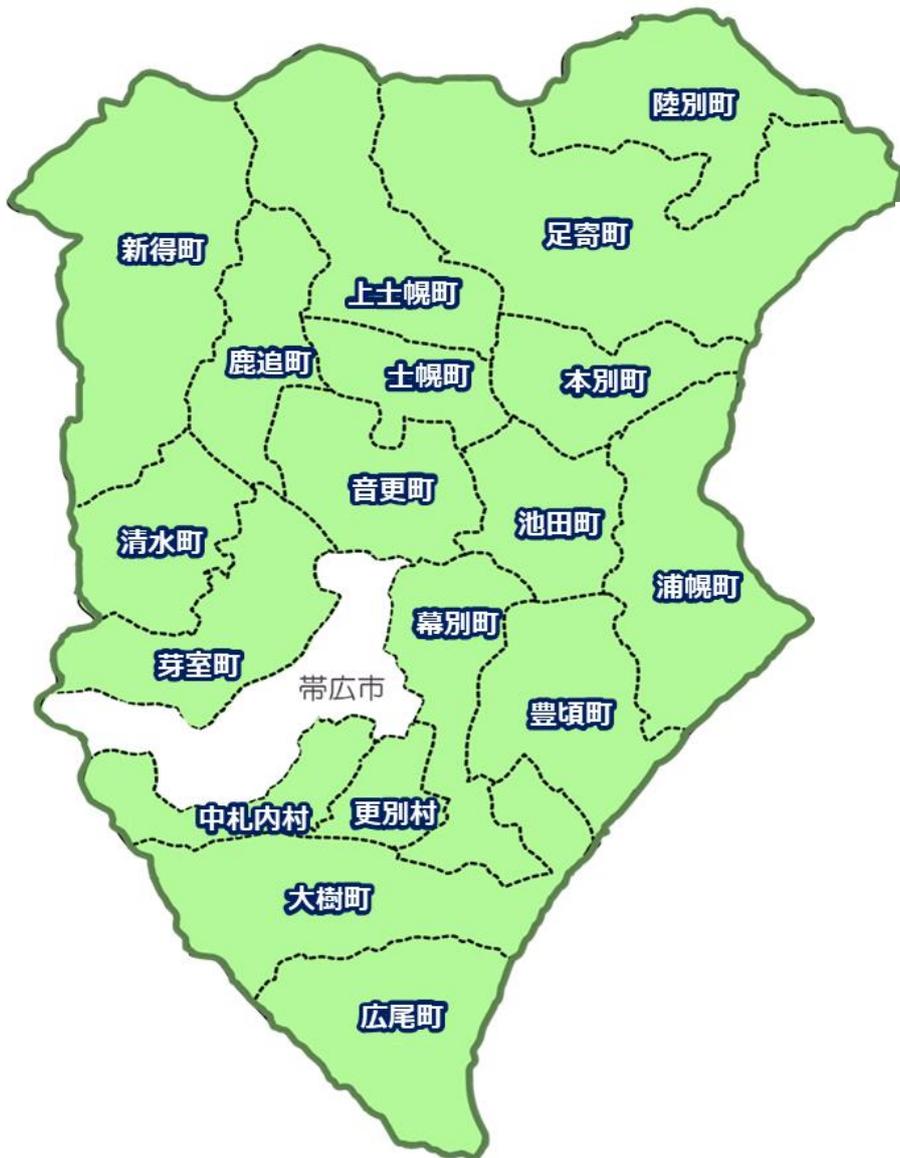
図柄入りご当地ナンバー

とがち 「十勝」導入地域



とがち
十勝18町村

- おとふけちょう
音更町
- しほろちょう
士幌町
- かみしほろちょう
上士幌町
- しかおいちょう
鹿追町
- しんとくちょう
新得町
- しみずちょう
清水町
- めむろちょう
芽室町
- なかさつないむら
中札内村
- さらべつむら
更別村
- たいきちょう
大樹町



- ひろおちょう
広尾町
- まくべつちょう
幕別町
- いけだちょう
池田町
- とよころちょう
豊頃町
- ほんべつちょう
本別町
- あしよちょう
足寄町
- りくべつちょう
陸別町
- うらほろちょう
浦幌町

1 はじめに

国土交通省が募集する第3弾ご当地ナンバーにおいて、新たな地域名の一つとして3月28日に「十勝ナンバー」導入の申込をおこないました。

そこで、十勝の地域振興や観光振興などを目的として、十勝地域をイメージできる「十勝らしさ」が表現されたナンバープレートのデザインを国土交通大臣に提案するため、デザイン案を募集します。

応募していただいたデザイン案の中から、「(仮称) 十勝版図柄入りナンバープレートデザイン選考委員会(以下「選考委員会」という。)」による審査、及び住民等による投票を経て、国土交通大臣に提案するデザイン(以下「提案デザイン」という。)1作品を選定します。

2 地方版図柄入りナンバープレート制度の概要

新たな地域名表示(十勝)による図柄入りナンバープレートは、国の審査を経て、令和7年度中には、希望者に対して交付される予定です。

なお、図柄入りナンバープレートの取り付けは強制されるものではありません。希望する者のみ有料での交付となりますので、従来どおり図柄なしのナンバープレートも選択することができます。

(1) 交付対象

ナンバープレートの地域名表示を単位とし、登録自動車(自家用・事業用)及び軽自動車(自家用)が対象となります。

※ 登録自動車

道路運送車両法の小型自動車(二輪を除く)・普通自動車・大型特殊自動車のこと

(2) 交付主体

国土交通省

地方版図柄入りナンバープレートの種類

国土交通省

対象車種	登録自動車(自家用)	登録自動車(事業用)	軽自動車(自家用)
通常のナンバープレート			
図柄入りナンバープレート	寄付金付き 	寄付金付き 	寄付金付き
	寄付金なし 	寄付金なし 	寄付金なし

(3) 図柄の種類

- 図柄入りナンバープレートは地域名表示毎に1種類で、寄付金あり(フルカラー)、寄付金なし(モノトーン)の2種類です。
- 寄付金ありの図柄入りナンバープレートの交付の際に寄付された寄付金は、「十勝ナンバー」導入地域の交通サービスの改善や観光振興等に活用されます。

3 募集期間

令和5年8月10日（木）から令和5年9月22日（金）まで（必着）

※持参の場合は、十勝町村会事務局において平日の9:00から17:00まで受け付けます。

4 応募者の資格

日本在住（デザイン案を応募する日から国土交通省において図柄が決定されるまでの間）の個人とし、国籍・年齢・経験・受賞歴の有無等は問いません。

5 デザイン案の要件

デザイン案は、北海道十勝地域の観光資源、名産品、景観など、「十勝らしさ」をイメージできるものであって、次の条件を全て満たすものとします。また、図柄入りナンバープレートは交付期限（使用期限）を設けていないため、長期間にわたって交付・使用されることを念頭にデザイン案を作成して下さい。

- ① 「十勝地域 18 町村（音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町）」をイメージすることができ、デザインのコンセプトとして明文化できるもの。
- ② 「十勝」ナンバーを導入する地域の方が車両に装着し愛着や喜びを感じられるもの。
- ③ 十勝の特色を表現し、地域振興・観光振興に資すると見込まれるものであること。
- ④ ナンバープレートの背景を対象とし、ナンバープレートの形状や表示される文字や数字の書体等を変更しないものであること。
- ⑤ ナンバープレートに印字される文字や数字と重なる部分に濃い色を使用していないなど、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されているものであること。
- ⑥ 応募者を特定できる情報が入っていないものであること。
- ⑦ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないこと。（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く住民の理解を得られるようなものを除く。）
- ⑧ 特定の企業の営利活動を目的とするものでないこと。
- ⑨ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないこと。
- ⑩ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないこと。
- ⑪ 特定の人物をモチーフとするものでないこと。（ただし、地域住民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）
- ⑫ 他者の権利（商標登録など）を侵すおそれがあるものでないこと。
- ⑬ 公序良俗に反するおそれがあるものでないこと。

6 デザイン案の応募数

デザイン案は、応募者1人につき3作品までとします。

7 作成方法

デザイン案はイラストレーター又は手書き・ワード・その他画像処理ソフト等により作成して下さい。

(1) イラストレーターの場合

- ・デジタルデータ (Adobe Illustrator®バージョン CS 以上 CC 以下) により、所定のフォーマットにフルカラーで制作し、応募申請書とともに提出してください。なお、データは AI 形式で保存して下さい。
- ・デジタルデータは、十勝管内 18 町村のホームページからダウンロードして下さい。

※デジタルデータの作成に当たっては、別途、国土交通省提供「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン<[001478829.pdf \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp/001478829.pdf)>」及び「地方版図柄入りナンバープレート データ作成について<[001478879.pdf \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp/001478879.pdf)>」を必ずご確認ください。

(2) 手書き・ワード等の場合

- ・指定様式である「手書き・ワード等用」を A4 サイズに印刷し、フルカラーでデザインを描いて、必要事項を記入した応募申請書とともに提出して下さい。
- ・指定様式「手書き・ワード等用」は十勝管内 18 町村のホームページからダウンロードして使用して下さい。

【注意】フルカラー及びモノトーンの商品

- ・フルカラーで作成した作品を、モノトーンに置き換えたデザイン（「寄付金なし」のナンバー）で提出できる場合は、フルカラーとモノトーンの両方を提出してください（国土交通省へ提案する際の参考にさせていただくため）。
- ・提出できない場合は、フルカラーのみ提出してください。なお、フルカラーをモノトーンに置き換えたデザインを提出できるか否かは評価（審査）に一切影響しません。
- ・フルカラーのデザインのみ提出した場合は、国土交通省において、提案されたデザインを元にモノトーンのデザインを作成します。

8 提出物

応募デザイン案 1 作品につき、次の 2 点を提出してください。

① 十勝版図柄入りナンバープレートデザイン応募申請書[.docx (ワード)形式]

（必要事項は全て記入してください。項目にある「作品のアピールポイント」も審査の対象となります。また、ファイル名は応募者氏名に変更してください。例：十勝太郎.docx）

② 指定様式を使用して作成したデザイン案

- ・ イラストレーターによる作成 [.ai (イラストレーター)形式]
- ・ 手書き、ワードによる作成 [.docx (ワード)形式]又は[.pdf (ピーデーエフ)形式]
- ・ その他画像処理ソフトによる作成 [.pdf (ピーデーエフ)形式]

(ファイル名は応募者氏名に変更してください。例：十勝太郎.ai)

※複数応募される方は、ファイル名の応募者氏名の後に番号を付してください。

例：1作品目 十勝太郎1.docx／十勝太郎1.ai

2作品目 十勝太郎2.docx／十勝太郎2.ai

9 提出物の提出方法

応募作品ごとに以下のいずれかの方法で提出してください。

提出方法	留意点
①メール	メールの件名を「応募者氏名+デザイン応募」とし、下記のアドレスに送信して下さい。 ○ t18.number@cmail.plala.or.jp
②郵送	封筒表面に「十勝版図柄入りナンバープレートデザイン応募」、裏面に「応募者の氏名・住所」を記載のうえ下記連絡先に郵送して下さい。 ○ 〒080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎3階 十勝町村会事務局

作成方法ごとの留意点	①メール	②郵送
イラストレーターによる作成の場合	提出物を電子メールにて提出してください。 ※作品データは、ZIPファイルにまとめて保存。	提出物をCD-R等に保存し、郵送により提出してください。
手書き・ワード・その他画像処理ソフトによる作成の場合	提出物を電子メールにて提出してください。 ※手書きによる作成の場合には、スキャンしてPDF形式に保存。(解像度300dpi以上)	提出物をCD-R等に保存し、郵送により提出してください。 ※手書きによる作成の場合には、提出物(作品はA4サイズ)は折らずに、郵送にて提出してください。

10 選考方法

- ① 応募いただいた「デザイン案」の中から、有識者、関係団体等で構成する「十勝版図柄入りナンバープレート選考委員会」にて審査を実施し、優秀賞として複数の「提案候補デザイン」を選考します。
 - ② 次に、十勝ナンバー対象地域の住民を対象に、「優秀賞デザイン」による『人気投票』を行います。
その投票結果を踏まえて、十勝町村会総会において、最優秀賞1作品を決定し、国土交通省への「提案デザイン」とします。
- ※ 国の審査等により、「提案デザイン」が視認性等の理由からナンバープレートに用いられないこととなった場合は、「優秀賞デザイン」の中から投票結果に基づいて「提案デザイン」とします。
- ただし、応募作品が一定の水準にない時などは、この中からの選定を行わない場合があります。

11 入賞者への賞金

入賞者には次のとおり賞金を贈呈します。

- 最優秀賞（提案デザイン）・・・賞金 10万円
- 優秀賞（提案候補デザイン）・・・賞金 2万円

12 結果発表

- 入賞者の発表は、令和5年秋頃を予定しています。
- 発表は、導入地域自治体ホームページ等で公表するほか、入賞者には直接連絡することとし、個別のお問い合わせには応じかねます。
- 入賞者の氏名等については公表することを基本としますが、ご本人の意向を踏まえ、その取扱いを相談のうえ、決定します。

13 応募にあたっての留意事項

応募しようとする者は、以下の各事項について承諾した上で応募してください。本応募要項に記載した条件等を満たさない応募については、対象外となりますのでご注意ください。

(1) 応募について

- 応募の手続きは、日本語となります。
- 応募するにあたり、提出物に応募者の情報、デザイン案の企画説明等の必要事項が記載されていない場合は、応募することができません。
- 企業、学校など組織名義での応募はできません。また、個人であっても暴力団等の反社会的勢力やその関係者からの応募はできません。
- デザイン案の選考過程において、事務局からの連絡及び事務局にお越しいただく場合があります。（その場合の交通費等の支給はできません。）

- 日本在住であることを確認するため、応募者のマイナンバーカード、運転免許証や住民票の写し等の提出をお願いすることがあります。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- 応募者の個人情報については、提案デザインの選考事務に必要な範囲のみで使用します。また、国土交通省やその他選考事務に関わる第三者に必要な限度で提供することがあります。

(3) デザイン案の補作、修正等について

- デザイン案について、視認性の確保等の観点から、デザイン案の応募者に修正を依頼する場合や、十勝町村会又は国土交通省が補作・修正することがあります。
- 手書き作品等が提案デザインとなる場合は、事務局がデザイナー等にデータ化（イラストレーター様式で作成）を依頼しますが、色合いやデザイン、イラストの詳細が忠実に再現できない場合があります。

(4) デザイン案その他の知的財産権等について

- デザイン案は、未発表でかつ著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）その他第三者の権利を侵害しないものに限ります。（提案デザインの決定前にデザイン案を公表してしまうと「未発表」とならなくなってしまうおそれがあるため、ご注意ください。）なお、第三者に権利が帰属する素材又は方法をデザイン案に使用するとき、その使用に関し、当該権利を有する者から書面による事前の承諾を得るものとし、その使用に関する一切の責任（使用料の支払いを含む。）を応募者が負うこととします。
- デザイン案に関する知的財産権その他の一切の権利の全部又は一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- 提案デザインの選考に当たり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料を確認させていただく場合があります。
- 応募作品に係る所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、二次的使用権その他一切の権利（知的財産権を登録する権利を含みます。）を、作品提出時に十勝町村会に無償で譲渡するものとします。また、提案デザインの応募者は十勝町村会並びにその指定する者に対し、著作権、人格権等を行使しないものとします。なお、最終選考後に十勝町村会と提案デザインの応募者との間で、著作権等譲渡契約書を締結させていただきます。
- 提案デザインの選定後において、入賞作品に著作権侵害等の問題が判明した場合その他この要項に記載する事項に同意いただけない場合等にあつては、入賞を取り消し、支払済の賞金は返還していただくことがあります。
- 全てのデザイン案について、十勝町村会は、広報・記録を目的とした資料、著作権侵害等に係る調査、ウェブサイト等において無償でこれを使用できるものとします。

(5) その他

- 提案デザインの応募者には、十勝版図柄入りナンバープレートの広報活動等への協力をお願いすることがあります。
- 応募に要する費用は全て応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害について、十勝町村会は責任を負いかねます。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても同様とします。
- 提出物はいかなる場合でも返却しません。なお、十勝町村会は、ご提供いただいた提出物の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは応募者において各自ご対応ください。
- 応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、十勝町村会を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。
- 未成年者等の方が応募したデザイン案が、提案デザインに選定された場合、著作権等の権利譲渡等に関して親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- 本応募要項に記載した事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、十勝町村会の判断により、変更又は追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。

14 事務局（問い合わせ先）

- 〒080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎3階 十勝町村会事務局
- 電話番号：0155-23-6204（直通）
- 電子メールアドレス： t18.number@cmail.plala.or.jp

※お問い合わせは、電話（平日のみ 9:00～17:00）又は電子メールとさせていただきます。なお、電子メールでお問い合わせの場合、ファイルを添付したもの、特殊な形式のもの、特定の機種に依存する文字を使用したものには、対応できないことがあります。
※お問い合わせが多数の場合、返答に時間がかかることがあります。